

老介発0331第4号
平成28年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の
施行について

第186回国会において成立し、平成26年6月13日に公布された行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）については、行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）により、本年4月1日から施行することとされました。

これらの改正の趣旨及び主な内容は「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（平成26年6月24日老介発0624第1号）」（別紙参照）によりお示ししているところですが、これに加え、下記の事項についても御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

- 1 介護保険審査会に対する審査請求期間が現行の60日から3か月に延長すること（行政不服審査法第18条）、行政庁は、不服申立機関等について適切な教示を行うこととされていること（行政不服審査法第82条及び第83条）を踏まえ、「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について（平成21年1月16日老介発0116001号）」の別添4については、「「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について」等の一部改正について（平成28年3月31日老介発0331第3号）」の別添3で改正しているので参照されたい。
- 2 通知で示しておらず、制度創設当時やこれまでの全国介護保険担当課長会議等では示している以下の様式についても、審査請求期間が記載されているものについては、当該期間を「3ヶ月」と修正するとともに、教示に係る表記についても

適切に見直されたい。

(保険料徴収等関係)

- ・納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書
- ・納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書〔特別徴収額(仮徴収)変更通知書 特別徴収中止通知書〕
- ・介護保険料減免決定通知書
- ・介護保険料徴収猶予決定通知書
- ・介護保険料減免取消通知書
- ・介護保険料徴収猶予取消通知書
- ・介護保険料還付(充当)通知書
- ・介護保険料充当通知書

(保険料滞納関係)

- ・介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)通知書
- ・介護保険給付の支払一時差止通知書
- ・介護保険給付額減額通知書
- ・介護保険給付の差止処分通知書
- ・督促状

(給付関係)

- ・利用者負担額減額・免除決定通知書
- ・利用者負担額減額・免除決定通知書(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定申請)
- ・介護保険給付費(不支給)決定通知書
対象:居宅介護(予防)サービス費、特例居宅(予防)介護サービス費、居宅介護(予防)福祉用具購入費、居宅介護(予防)住宅改修費、居宅介護(予防)サービス計画費、特例居宅介護(予防)サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護(予防)サービス費

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律の公布について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正行審法」という。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号。以下「整備法」という。）については、平成26年6月13日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされております。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第一 改正行審法及び整備法の趣旨・概要

別添「行政不服審査法関連三法の公布について（総管第31号平成26年6月13日総務大臣通知）」のとおりであること。

第二 整備法による介護保険法（平成9年法律第123号）等の一部改正（整備法第170条及び第171条関係）

第1 社会保険診療報酬支払基金の処分等に係る審査請求関係

整備法による個別法の整備方針に沿って、争訟の一次的解決を図る観点から、次に掲げる改正を行うものであること。（第174条関係）

- ・ 社会保険診療報酬支払基金の不作為に係る審査請求についても、処分に係る審査請求と同様、審査庁を厚生労働大臣とすること。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の処分等に係る審査請求について、審査庁である厚生労働大臣に次の権限を付与すること。

- ① 処分・事実行為を変更する権限（改正行審法第 46 条第 1 項、第 47 条）
- ② 申請を認容する処分をすべき旨を命ずる権限（改正行審法第 46 条第 2 項）
- ③ 不作為に係る申請に対し一定の処分をすべき旨を命ずる権限（改正行審法第 49 条第 3 項）
- ④ 執行停止における「その他の措置」を行う権限（改正行審法第 25 条第 2 項）

第 2 介護保険審査会に対する審査請求関係

一 介護保険審査会に対する審査請求期間の延長

改正行審法第 18 条第 1 項の規定と同様、審査請求期間を現行の 60 日から 3 か月に延長すること。（第 192 条関係）

二 介護保険審査会が行う市町村に対する通知に関する事項

改正行審法第 9 条第 3 項の規定により読み替えられた同法第 29 条第 1 項の規定と同様、改正行審法第 24 条の規定により審査請求を却下する場合は、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に対する通知を要さないものとする。（第 193 条関係）

第三 留意点

第 1 改正行審法においては、審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続が導入されているが、これらは介護保険審査会に対する審査請求には適用されないものであること。（改正行審法第 9 条第 3 項）

※ 介護保険審査会は改正行審法第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する機関であるため、改正行審法第 9 条第 3 項により、審理員・第三者機関に関する規定は適用されないこととなる。

第 2 整備法により、個別法における不服申立前置の廃止・縮小が行われたが、介護保険審査会においては、その対象となる審査請求が大量であることを踏まえ、不服申立前置が維持されていること。